## 災害時避難場所案内板 作成例

## 災害時避難場所案内板

- ●地震等の災害により、住居が住めなくなったり、住むことが危険な場合には区立の 小中学校等が避難所となります。
- ●火災が学校等に拡大し危険な場合は、下図、**避難場所**に避難してください。 ※避難所は必ずしも生活環境の整った場所であるとは限りません。自宅建物に被害 (倒壊危険、火災など)がない場合は、住み慣れた自宅にとどまり生活してください。

## 避難は最後の手段です。

災害に備え、日頃から水や食料・日用品などの準備を各家庭で行ってください。



600㎜以上

新たな利用方法が決まり、施設機能がなくなり次第、順次避難所としての指定を解除します。